

二十四人以上 未満	二、八五〇	1
二十七人以上 未満	三、七五〇	54
百五十人以上 未満	72	1
二百五十人以上 未満	88	1
二百五十人以上 未満	104	1
三百五十人以上 未満	120	1

三百人以上 未満	136
三百五十人以上 未満	152

第十二條の改正に関する部分を次のように改める。
第十二條を次のように改める。
(ポスター用紙費)
第十二條 参議院全国選出議員の選挙において候補者が使用するポスター用紙の経費の額は、候補者一人について一万三千三百円とする。
第十三條第一項の改正に関する部分を次のように改める。
第十三條第一項第一号から第六号までを次のように改める。
一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上 百万人未満	百万人以上 五十万人未満	二百五十万人 人以上未満	二百五十万人 人以上	三百万人以上
金額	二、五〇、七五 円	三、一五、四四 円	四、三〇、六四 円	四、三六、三 円	六、三三、八二 円	八、一四、三三 円
						二、八六、〇〇 円

二 都道府県の支庁又は地方事務所
三 大都市
四 区

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上 百万人未満	百万人以上 五十万人未満	十五万人以上 十五万人未満
金額	三〇九、二五六 円	四二八、四二六 円	五九一、一七六 円	七七六、四〇六 円

選挙人の数	三万人未満	三万人以上 五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上
金額	一四二、六八三 円	二二五、二四九 円	三三八、二三二 円	五三九、二〇二 円	七三三、二二二 円

選挙人の数	一千人未満	一千人以上 二千人未満	二千人以上 三千人未満	三千人以上 五千人未満	五千人以上 一万人未満	一万人以上 二万人未満	二万人以上
金額	三、七 円	一五、二 円	三、一六 円	三、三三 円	五、七三 円	六、〇三 円	七、〇四 円

六 町村

第十七條第二項の改正規定中「二十六万八千八百八十三円」を「二十八万一千三百四十三円」に改める。

第二十條の改正に関する部分を次のように改める。

第二十條の見出し中「及び世帯数」及び同條第二項を削る。

附則を次のように改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第四條から第七條まで、第九條、第十條、第十三條、第十四條、第十七條、第十九條及び第二十條の改正規定並びに附則第五項から第七項までの規定は、昭和二十七年一月一日から適用し、第八條の改正規定及び附則第二項から第四項までの規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律公布の日後はじめて行われる衆議院議員の総選挙から、参議院議員の選挙については同年九月一日から、第十二條の改正規定は、同年九月一日から施行する。

2 この法律公布の日の後はじめて行われる衆議院議員の総選挙及びその後に行われる衆議院議員の選挙については、第七條第一項の改正規定にかかわらず、選挙公報発行費の基本額は、左の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙	都道府県	選挙	衆議院議員選挙	その他の道県
(一)	二十万未満	都及び大都市のある府県	円	円
(二)	三十万未満		六・八九	六・四六
(三)	四十万未満		六・二二	六・〇四
(四)	五十万未満		五・八七	五・一〇
(五)	六十万未満		五・八六	四・四二
(六)	七十万未満		五・一一	四・四二
(七)	百万以上		四・四二	四・四二

3 この法律公布の日以後はじめて行われる衆議院議員の総選挙及びその後に行われる衆議院議員の選挙については、個人演説会の会場を表示する立札一箇の経費の額は、五百円とする。

4 この法律公布の日以後はじめて行われる衆議院議員の総選挙及びその後に行われる衆議院議員の選挙において、候補者が使用する個人演説会の告知のためのポスター用紙の経費の額は、候補者一人について千五百円とする。

6 昭和二十七年一月一日から、この法律公布の日以後はじめて行われる衆議院議員の総選挙までの間に、行われる衆議院議員の選挙及び昭和二十七年八月三十一日までの間に、行われる参議院議員の選挙については、候補者が使用するポスター用紙の経費の額は、候補者一人についてそれぞれ左の各号に掲げる額とする。但し、参議院地方選出議員の選挙にあつては、当該選挙区の区域内の衆議院議員の選挙の数が一を超える場合においては、その一を増すごとに七百円を加算する。

一 衆議院議員及び参議院地方選出議員の候補者 二千円
二 参議院全国選出議員の選挙の候補者 一万三千三百円
三 第五條第一項及び第六項、第六條第一項及び第二項並びに第十三條第一項の改正規定を昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に行われた国会議員の選挙に適用する場合においては、これらの規定の定める経費の額に含まれる旅費のうち不要分を減額するものとする。

○床次委員 提案者を代表いたしますし、修正案を御説明申し上げたいと思ひます。本案は二月十九日に委員会に付託せられたのでありますが、その後御承知の通り公職選挙法の改正につきまして審議中でありましたが、過般法案が成立いたしましたので、その新しい公職選挙法の改正に伴ひまして、当然本案に対しましては修正の必要を認めることとなりましたので修正案を提案いたしましたのであります。

修正案につきましてはお手元にお配りいたしてありますのでこれによつてごらんいただきたいと思ひますが、詳細の朗読はこの際省略させていただきます。

第三におきましては、個人の演説会の表示のための立札が公営になつてい

選挙	候補者数	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
十四人未満	三六円		
十四人以上二十人未満	三三二		
二十人以上三十人未満	三四八		
三十人以上四十人未満	七二		
四十人以上五十人未満	八八		
五十人以上六十人未満	一〇四		
六十人以上七十人未満	一二〇		
七十人以上八十人未満	一三六		
八十人以上九十人未満	一五二		

まして、簡単にその内容だけ申し上げたいと思ひのであります。

改正されましたところの第一点は、選挙公報の内容が補充されたこと。現行法では公報の字数が五百字でありましたが、これを千五百字まで擴張することになったのであります。

なお第二点といたしましては、候補者の氏名の掲示が擴張せられまして、一投票所当り三ないし五の掲示をいたすことになつていのであります。従つてこれに伴うところの改正をしようとするのであります。

このほか経費の増加を伴うものといひましては、立会演説会の開催回数が増加するのであります。なお直接公職選挙法に關係はないのであります。が、国家公務員等の旅費に關する法

律の一部が改正されました関係上、右に伴いまして若干の修正を行うことが妥当とせられるに至つたのであります。

以上簡単に要旨を申し上げたのであります。経費全般について申し上げるが、従来の選挙法にありまして、このポスター用紙の廃止の部分を除きまして、いづれも増額を行うこととなるのであります。個人演説会の開催費を候補者一人当たり四十回に制限しております関係上、二十回分の経費が不要となります。なお無料はがきが三万枚を一万枚に減じましたためにその経費も不要になつて参つたのであります。その結果この修正案に基きますところの総選挙のために必要とする経費は、本年度の予算に盛り込んでおりますところの経費のうちにおいて、大体まかない得ることになつてゐるのであります。結局数字的に申し上げますと、衆議院議員総選挙の地方公共団体の費用はこの修正によりまして、およそ一億三千九百八十万円の増加となるのであります。他に減少がありますために、予算総額におきましては増減がないということになつてゐるのであります。

なおその他二点修正を行つておりますが、第一点は、この改正法案の適用の時期につきましては、昭和二十七年一月一日から適用することにいたしました。改正案の附則を若干修正いたしました。その理由は、本年に入りまして衆議院議員並びに参議院の地方選出議員の補欠選挙が行われておりますが、その経費につきましてはこの改正案を適用することが、妥当と考えられてゐるからであります。

第二点といたしましては、公職選挙法の改正案は、衆議院議員の選挙につきましては次の総選挙から、参議院議員その他の選挙につきましては本年九月一日から施行することとされておりますので、従いまして、本修正案はこれまでの間に行われる、また行われたところの国会議員の選挙等につきまして、この改正案が適用されるように所要の措置を講じようとするのであります。

以上はまだ簡単にあります。修正案提案の理由を御説明申し上げたのであります。何とぞ御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○金光委員長 床次君の修正案につきまして質疑を許します。立花君。

○立花委員 従来のようにNHKだけでなしに、今度は民間放送も公営であるというところになつておりますが、その費用が原案には含まれていないように思ふのですが、修正案にも今の説明ではないように思ふのですが、その点どうなつてゐますか。

○吉岡政府委員 放送の費用は従来から全国選挙管理委員会が直接支拂いをしてゐております。それでただいま問題になつておりますこの法律は、地方公共団体の方へ配る費用として、その内容をきめたものであります。これとは別になります。

○立花委員 では地方のやつも全国選挙管理委員会が全部拂うわけですね。

○吉岡政府委員 従来はNHKに一括して私の方から拂つております。

○立花委員 それから問題は、この事務費なんです。事務費がほとんどふえていないようなのですが、これはどうなつてゐるのですか。

○吉岡政府委員 この修正案には事務費の増は見えないようでありまして、ただ旅費の増だけが見えるようでありまして、おそろしくこれは従来の経費の中で、多少事務費が増加いたしました。節約してやるといふことだと考えます。

○立花委員 事務費の問題は、やはり直接選挙の事務に携わります者の給与の問題と関連いたして参りますので、物価が上つておりますし、一般の給与も上つておりますし、事務費が従来のままでは節約のしようがないのではなからうか。結局こういう従来のままの事務費で選挙を行ふというところは、選挙に從事いたします地方の公務員の勤務条件の切り下げになるのはかたがたと思ふのですが、この点一体どうお考えになりますか。

○吉岡政府委員 御質問の趣旨をちよつと誤解して申し上げたのですが、おそろしく修正案の内容が何とつたのです。最初、最初の修正案では事務費が約一億五千万円増加しております。つまり公職選挙法の今度の改正案によつては、特にふやさないというのであります。が、前々物価の高騰による事務費の増は見えてゐるわけでありまして、

○立花委員 それはおもに旅費とか、そういうものじゃないのですか。

○吉岡政府委員 おそろしくお手元に行つて数字は、ただいま床次委員のお述べになりました修正案による費用の異動でありまして、最初に政府が提出をいたしました法律の改正案による費用は、また別の表があります。これによりまして約一億五千万円増加することになります。

〔委員長退席、河原委員長代理着席〕

○立花委員 それから国から地方への支出の費用が大分緊縮されておりますので、地方が実際大分費用とは大分進いができるわけですが、その点従来の実際の問題として問題になつた場合がありまして、その点はやはり改正案では明確にしておく必要があるのではないかと。一昨年であります。二億七千万円ばかりの金が問題になりました。地方は使つてしまつたのに政府から出ないという問題があつたことをおそろしく御存じだろうと思ひます。これをおきめになるのは中央で一方的におきめになるのであつて、地方の意見はほとんど反映してゐないと思ひます。だから中央で一方的におきめになるものなら、おきめになつたあとで、後日に地方の意見を入れるだけの余裕は当然残して置くのが、公正なやり方じゃないかと思ふのですが、その点はどういふふうに扱つておられますか。

○吉岡政府委員 この改正法律案を出すにあたりましては、いろいろな機会にその計算の内容等より地方へ示しまして、地方の意見も聞いております。従つてこの前の衆議院の選挙のときのように、地方と中央との意思が食い違ふというところはなかりと思ひます。また、もしやむを得ない事情によりまして足りない費用が出た場合には、調整費でまかなうことができるのであります。

○立花委員 調整費は二千万円ばかりしかないようですね。そういたしますと、一昨年においてもすでに二億幾らの食い違いが出ておりましたので、わずか二千万円の調整費ではまかなえないのではないかと。意見と、意見を聞いておりましたが、なおそういう

事態が起ることは当然予想されると思ひます。改正前の現行法によりまして、おそろしく地方の意見も聞いておられたと思ふのですが、しかもなおそういう問題が起つてゐる。今度お聞きになつたと言われておりますが、おそろしくこれは地方が十分なる納得のものと数字ではないと思ふのです。当然そういうことを予想されての上、その場合の取扱ひの規定はつきりしておき必要があるのではないかと。調整費があるからいいとおつしやいます。二千万円では足りないと思ひます。また調整費はほかの場合にも使用しなければいけない金だと思ひますので、特にそういう地方の実際使ひました費用との食い違いをはつきりまとめること、その條項が必要ではないかと思ふのですが、その点どうですか。

○吉岡政府委員 この前の衆議院の選挙のとき費用が問題になりましたのは、中央におきまして、選挙の費用を具体的にどこまで十分検討をしていなかった。やや言葉が過ぎるかも知れませんが、多少つかみでやつておつたというふうな傾向もあつた。それを詳細にどういふ方面へどれくらいいるというところを、非常にこまかに計算をしまして、それを地方へ話して、地方においても大体納得をした数字を基礎としておりますので、この前のような大きな食い違いはないと思ひます。調整費もこの程度の費用であれば大体まかない得るといふ見通しを持つております。

○立花委員 それからこの費用全体の問題なんです。とにかくこういふふうに国が地方へ出します公営費用が、今までよりあまりふえていないわけ

す。ところが今度の選挙法の改正によりまして、個人の出します選挙費用は二倍になつておるのですが、実際そうなんですか。

○吉岡政府委員 個人が出します供託金でありまして、公営のための分担金は一応ふえたかつこにはなつております。ただこれは供託金でありまして、ある程度の票をとれば返つて来ると見ております。そう特に表で見えるように実際の負担はふえておるものでないと考えます。それから公職選挙法改正による公営費用がふえていないというお話がありますが、これは大体こういう内容で公職選挙法をおかになつたのでありまして、われわれはそれに従つて計算をしたわけでありまして、

○立花委員 供託金のことを言つておられませんので、供託金は三倍、個人の法定選挙費用は物価等の値上りを見越して二倍になつておる。ところが国の公営費用がふえていない。今度の選挙法の改正は、個人の負担を軽減して公営を強化するのだという建前であつたと思う。ところがふたをあげてみますと、個人の公営費用は二倍になつていくにかかわらず、国の公営費用はふえていない。一体この矛盾はどこから出て来たのか、あなたの答弁によると、国会があつたものをつくつたのだから、国会の責任だといふように聞かれましたが、責任の問題は別といたしまして、なぜそういうことになつたかとお考えになつておるか。私どもは国の公営費用がふえて、個人の選挙費用が減る、そうしなければならぬと思つておりましたし、そういう方向で選挙法の改正が国会で取上げられるであらうと

思つておつたのですが、結果は逆に個人の法定選挙費用が二倍になり、国の出します費用がふえていない。これではまづたく逆だと思つたのですが、何でそういう事態が生れたとお考えになつておりますか。

○吉岡政府委員 個人の法定費用の制限額が二倍になつたのですが、あれは従来の費用のきめ方に、多少実情に即さなかつた点があつたのを実情に合せられた。われわれの方で計算をいたしましたのより低くきめられておりますので、まあ運動のやり方によつてきまるわけですが、多少高いところできめられた方が、かえつて実際の制限を守れるのではないかと、そういう事柄でおそらくおきめになつたのではないと思つております。

○立花委員 個人の選挙費用の今までのきめ方が低かつたという点もあるのでは、一般的にはやはり物価が上つたから上げたのだ。そうでありましたならば、公営の方も少くともそれに相応して上つて行かなければならぬと思ふ。それに相応して上つていないことになれば、結局相対的には減少したことになる。しかもその結果といたしまして、公営自体が非常に形式的な公営になるおそれがある。また実際上も公営がかえつて縮減された点のあることはいふまでもない。たとえば公営のはがきが三万枚から三分の一の一萬枚に減つたといふこともはつきりしたその現われです。候補者の氏名の掲示等にいたしまして、一箇所の掲示場を五百円でやると言われますが、板割二、三枚買ひに五百円はいりますので、まづたかみすばらしい、風が吹けば役に立たないような氏名掲示場しかできない

いのではないかと。しかもポスターは全廃されておる。その全廃されたポスターにかわるべき候補者の氏名の掲示場が、一箇所五百円ということになつて参ります。これはほんとうに名目だけのみすばらしい公営になるのではないかと思ふのですが、こういう費用をなせようといふやうな公営になると思ふのですが、こういう点を、こういうふうな單に言い訳的なものにするという節約をなさつたから、結局国の公営費が二倍になつておるのだといふことになつておるのではありませんか。

○立花委員 やはり五百円ではまともな掲示板はできないと思ふのです。それから公報の問題ですが、公報も今度三倍になりますので、あるいは写真や載せるという意見もありました。公報が三倍になれば、公報の費用は当然三倍の費用はいると思ふのです。ところがこれは五割くらいしかふえていないので、こういうことでもまともな選挙公報が出せるのかどうか、これは疑問なきを得ないわけでありまして、内容は三倍になりましたのに、費用は五割しかふえていない。これでは選挙公報がすぐ破れたり、あるいは印刷が見えにくかつたり、そういうような事態が当然私は起ると思ふ、この点をどうお考えになつておるか。

○吉岡政府委員 選挙公報につきましては、今度の改正によつて大体字数が三倍になるほか、活字も従来二号活字を考へておつたのを、四号活字にかへる、こういうことを考へておるのであります。計算をいたしますと、やはり三倍には出て来ない、やはり五割増しくらいであります。

かな数字で約十五億くらいにふえております。そこで物価騰貴その他の変化というものは見ておるわけでありまして、それで大体まかなえると思へます。また立看板あるいは氏名の掲示等の費用も、ほんとうに潤沢な費用ではないと思ひますが、この程度の費用であれば、相当の氏名の掲示等はできると考へております。全体の額を特にふやすという必要はないと考へております。

○立花委員 やはり五百円ではまともな掲示板はできないと思ふのです。それから公報の問題ですが、公報も今度三倍になりますので、あるいは写真や載せるという意見もありました。公報が三倍になれば、公報の費用は当然三倍の費用はいると思ふのです。ところがこれは五割くらいしかふえていないので、こういうことでもまともな選挙公報が出せるのかどうか、これは疑問なきを得ないわけでありまして、内容は三倍になりましたのに、費用は五割しかふえていない。これでは選挙公報がすぐ破れたり、あるいは印刷が見えにくかつたり、そういうような事態が当然私は起ると思ふ、この点をどうお考えになつておるか。

○吉岡政府委員 選挙公報につきましては、今度の改正によつて大体字数が三倍になるほか、活字も従来二号活字を考へておつたのを、四号活字にかへる、こういうことを考へておるのであります。計算をいたしますと、やはり三倍には出て来ない、やはり五割増しくらいであります。

ようでありまして、質疑はこれにて終局いたしました。

○河原委員 長代理 次に地方公営企業法案を議題として質疑を行います。質疑を許します。

○門司委員 ちよつと聞いておきたいと思ひますが、第二條に列記されておるものの中に、二項の方で「地方公共団体は、政令で定める基準に従い、條例で定めるところにより、地方公共団体の経営する地方公営企業以外の企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができ」と書いてございまして、この「以外の企業」というのは一体何をさしておるか、一応御説明願つておきたいと思ひます。

○長野政府委員 「地方公営企業以外の企業」と申しますのは、地方公営企業といつたしましては、第二條の第一項におきまして掲げました企業を、この法律では地方公営企業といふふうに呼びましたので、それからたとえば水道事業におきまして、自動車事業におきまして、この規模以下のものではない、企業ではあります。この法律から申しますれば、企業ではあります。この法律の言う地方公営企業ではない、こういうことになるわけでありまして、それからまた企業としての経営形態をとり得るもの、この第一項に掲げますもの以外の事業、たとえば申しますと、病院でありますとか、あるいは競輪とか競馬といふものであります。そういうものもこの法律による地方公営企業ではありませんが、それ以外の企業といふふうには考えられると思ひます。

するとこの第二條というのには実におかしなものであつて、要するに地方公営企業というものを規模でわけ行く、こういう行き方だろつと思ふ。地方公営企業自体というものを第二條では認めない。認めないというのは、今の御説明で一応最後には認めたことになつておりますが、本文自身は認めないで、そして公営企業の規模がこれくらいの規模のものが公営企業とするといふふうに規模で認めておるといふことは、これは法律の建前としては少しおかしいじやないかと思ふ。やはり認める以上は最初から露骨に言えば独立採算制なら独立採算制でやつていふという事業を一つの公営企業として、この法律を適用するといふふうに書いた方がわかりよいと思ふ。公営企業ではあるけれども、大きさによつてこれを区別するといふことになる、私は少し法律の建前としてはおかしいように思ひますが、そういうことになりません。今の御説明で行きますと、病院やその他が入りますと、これらもやはり一つの公営企業ではあるが、独立採算制にはなつておらない。同時に私はそういうことを聞きますのは、この法律が通りましたも、これから出て来ます公営企業労働関係法というのがありますので、その適用が大体この範囲の適用を受けるということになつて来ますと、影響するところは非常に大きいのであります。従つて独立採算制になつていれば、規模自身はどんなに小さくても、そこに働いている従業員は、やはり同じように取扱う方が、法律の建前上私はよいと思ひますが、そういうふうになりませんか。

○長野政府委員 公営企業につきまして、少くとも地方公共団体が経営しております企業は、すべてそれは地方公営企業ではないか、またその觀念すべきではないかという御意見であります。確かに地方公共団体が経営しております企業は、もちろんそれを地方公営企業といふふうに考えるのが、言葉の正確な意味であらうと思ひます。ただこの地方公営企業法を全面的に適用せしめ、これによつて運営をせしめる事業といふものを、一応この法律におきましては、第二條によりまして限定をいたしておるのであります。と申しますのは、同種の企業でありまして、あまり規模の小さいものにつきましては、地方団体がこのような企業形態を打立てましたり、管理者を置きまして行つて行つていくことが實際問題としては相当技術的な能力を必要といたしますので、なか／＼困難が多いといふ実情であります。従ひまして、望しいけれども、それをこの法律で、全部に適用せしめるような態勢がとれなかつたといふことになるわけでありまして、ただ先ほどお話しにございました労働関係につきましては、たしか労働関係法におきましては、この種類は水道、軌道、自動車、地方鉄道、電気、ガスといふふうに限定しておると思ひますが、規模におきましては必ずしも限定をしておりませんので、労働関係におきましては、この種の事業でありますならば、すべてそのような労働関係が適用になるというふうになつておると思ひます。これはそれ／＼の法律の目的をいたしますところが、どの範囲に適用させることが適當であるかどうかといふことによつて、あるいは事業の種類によりまして多少その範囲が異なる

つて来る。これは技術的にはある程度やむを得ないのではないかと、こういうふうに考へております。

○門司委員 そういふことは考えられませんが、さつきのこの法案の方では、やはり形の上から行けば当然それななければならぬ。従つてこの法律とあわせてこういうふうに限定しないで、これ／＼こういう事業に對してこれを公営企業にする。しかし公営企業の範囲は、独立採算制なら独立採算制によつて行つていふものとして、これを適用するといふこととしておけば、何も三十人とか五十人とかこういうややこしいことを書かないで済むと思ふ。

それからもう一つ聞いておきたいと思ひますのは、さうなつて参りますと、二項でさういふゆとりを持つておりますが、現実の問題をしてたとえ一つの部局といふと、あるいは一つの課の中で軌道事業もやつておれば、あるいは自動車の運送事業もやつておるといふようなものが、最近ではたくさんあるのであります。これをこの／＼にわけまして、片方は百人以上と百二、三十人とおる。こういうのが私は中都市には最近たくさんあると思ふ。これらの取扱ひにつきましては、私はやはりさつき申し上げましたように、そういう企業を大体公営企業といふことにしておけば、實際はややこしい手續をしないで済むと思ひます。第二條の二項に多少ゆとりを持つてゐるからよいとはいひましても、實際の問題としては現在ではあわせて一つで独立採算制をとつておる。しかしこの

法律を適用すると二つにわけなければならぬ。この規模でわけたといふことは實際の事情に沿わないのじやないかと思ひます。やはり先ほど申し上げたように、一つ／＼の部局でやつておるのでは適用を受けない、しかし全体とすれば當然適用を受ける。同時にそれが独立採算制をやつていふといふようなものにつきましてはどういう取扱ひをするか。

○長野政府委員 お話の通りに軌道事業なり鉄道事業なりが、それ／＼この第二條の第一項に掲げます規模には達しておりませんが、両方合しますとかなりの程度に達しておるといふようなものについては、むしろこの法律が適用になる方がよいのではないかと、御意見だと思ひますが、ただこれらの企業につきましては、現在それ／＼適用の法規を異にしておりますし、事業本来の企業の経営の技術的な合理性という点を強調する点から行きますと、やはり本来の建前としては軌道事業と自動車運送事業といふものは経営の内容も異にしておりますし、運営の原則も異にしておりますので、それ／＼別個に経営をいたすべきものであるといふのが原則であらうと思ひます。従ひまして原則を立てるためには、やはりこれらの事業につきまして、一定の規模を持つたものが公営企業の適用を受けるのだという形にしておるわけでありまして、しかしながら第二項によりましてお話しの場合には、それらのものにもこの法律の全部または一部の適用をさせることができるのであります。これはほんどうの手続というわけではございませんので、地方団体がそういうことをきめさえすればそれで

済むわけでございますし、また同時にこの管理者につきましても、第七條の規定によりまして、それらの企業を通じて企業の管理者を置くことができるし、また特別会計につきましても、財務にきまつても、やはり通じてそういう方法をとることもできる。従ひまして事實上一つの企業としてお話しのような場合にも経営することができるとありまして、本来はそれ／＼の企業としては別個に経営して、その能率を高めるべきでありますけれども、実情がそれに合いません場合には、一つに経営することも考へておるわけでありまして、實際問題としては支障はないといふふうに考へております。

○門司委員 今實際問題としての支障はないといふお考えでござらぬといふことではあります。これはいかに役人の机上のプランです。もう少し親切味があれば、さういふくつはこねない。おの／＼の経営は別個にやるべきが望ましいなんてよいことではない。おの／＼の實際は、おの／＼の性格と規模を持つておる。従ひまして電車とガス事業は、しかも経理は同じようなことでやつておる。一つの運輸課とか、あるいは交通課とか、あるいは交通局といふようなことで、同じようなことをやつておる。これを法律をこしらえて、二つにさかなければならぬといふようなもの考へ方はどうかと思ふ。法律はやはり親切でなければならぬ。しやくし定規でさういふ事業は別にしなければならぬといふようなことは、大きな間違いだと思ふ。實際親切にこしらえてやろうとするならば、現実に行われているものが、この法律の適用が受けられてスムーズに行くよ

うな親切味がなければならぬと思う。私はこういふ行政の問題はいろいろつじやないと思う。経営自体に対して、この法律が入つて行つて、二つにわけることが望ましいというようなことは行き過ぎたと思ふ。やはり事業の实体を把握して、そして一つの会計で一つの課の中で、なるほど自動車事業というものもありましようし、あるいは電車事業もありましよう。課長は二人いるかも知れません。しかしその上にちやんと一人の部長なら部長がおつて、そしてそれが自動車と電車の方とおのおの課は二つにわかれておるのであるが、実際の運営管理というものは一つの部でやつてゐる、あるいは局でやつておるといふようなものについては、両方とも一緒にやれるような親切な仕組みにしておかないと、私はいろいろ問題を起して来ると思ふ。中都市には最近こういうものがたくさんある。大都市ではわけても大してさしつかえないこれはおの／＼やれると思ふが、中都市では特にこの問題がひつつかつて来ると思ふ。そういうことを考えて来ますと、今の御答弁はちよつと行き過ぎであつて、何も政府が地方の自治体の経営の形の中まで入つて行つて、これとさらに事業をわけるといふことについては、私もこれは賛成しがたいのであります。どうしても、私どもの方としては、さつき申し上げましたように、これを一つにしてやりよいようにしたいと考えております。

す、簡易水道その他に対しては町村組合でやつてゐるものがあります。町村組合はあるいは市とか町とか組合でやつてゐるものもある、そういうものについては、この水道の五十人というのとは一体組合が単位で認められるのかどうか、一つの自治体でなければ認められないのか、その点をひとつお話を願つておきたいと思ひます。

各別に経営させることをあくまでも建前としておりますものを、地方公営企業法によりましては地方団体の実情によりよく即応いたしますために、ちよつとお話のような御意向に即応いたしますために、一つの経営になり得るような建前を実はとつておるのであります。従つてむしろ現在の各事業法規におきまして、この原則が実は問題であります。企業法規の建前からいいますれば、当然に各事業についての運営なり料金決定なりというものは、各事業ごとに考えなければならぬという建前で、そうなつておるものと考えられるわけでありませう。

それからその次の水道事業につきまして、水道の組合についてこの規定が適用があるかというお話でございますが、これはもちろん一部事務組合は地方公共団体でありますから、当然それの一つとして適用があるわけでございます。

〇門司委員 水道の問題をもう少し聞きたいと思ふのですが、その前にさつきのお話であります。私はどう考えても、当局はいかにもしやくし定規的である。私もよく知つております。おの／＼こうわけてあるものは、おの法律に基いておの／＼許可、認可を受けなければならぬことは、私も横浜に長くおつて、これに携わつておりましたので、よく知つております。

通局という局長の名のもとに電車もやつておればバスもやつておる。これは何も企業を横浜は二つにわけておりません。自治体の一つの所管というものは、ちやんと交通局という一つの局で、一つの局長が両方兼ねてやつておる。内容はなるほど電車の場合は軌道法を適用いたしますし、バスの方はバスの法律を適用しなければならぬことはわかり切つておる。わかり切つておるが、事業の形態というものは、一つの局でやつてゐる以上は、私もそれはさうしやくし定規に、この法律で別々に書いてあるから別々になつていなければならぬというのではないと思ふ。

〇長野政府委員 先ほどのお話でございますが、これは説明が足りなかつたかも知れないと思ひまして、繰返して申し上げますが、この法案によりまして、各企業は各別に経営するべきものであるから、各別に経営するように考えたというわけでは決してございませう。道路運送法によりまして、それぞれ別個の経営として現在規制をしておるわけですが、従ひまして軌道の運賃をどうするか、企業の会計を検査するとか、自動車の運賃をどうするか、バス料金をどうするかという場合には、それぞれ監督官庁は別個の企業としてこれを取上げ、別個の会計としてこれを規制をして行くという建前をとつておるのであります。ただ地方公営企業法は、そういう建前になつております現在の企業の経営に對しまして、それをあくまでも一本にするというところは、實際問題としてできませんので、この形にしたわけでありませう。しかしながら地方団体の経営の多様性に即応いたしますために、一つで経営をし、一つの経理もある程度行へるという意味で、むしろさういふ單一なる経営が実情に即する場合に即せしめようという意味でこの第三項なり、いろいろな例外を置きまして、各事業法規が

少くとも地方の実体に適應する法律といたしましては、地方の実体に即応した考え方をしなければならぬと思ふ。従つてそれから考へて参ります。と、これらの規模を持つものだけが公営企業であるというのの考え方が公営企業であると思ふ。公営企業というものはすべての公営企業でなければならぬと思ふ。もう少しわくを擴げなれば、住宅の仕事をやつておるものも明らかに一つの公営企業である。しかしその公営企業というものは独立採算でなくて、これは一般経済と關係を持つて、しかも財政的の一般経済から補助を受けておるものがたくさんある。さらに住宅關係でも、分譲住宅におきましては、これは一つの独立採算制になつております。ただそれを取扱ふ職員が一般経済から給与を支給されておれば、その運営自体は一般経済に即するかも知れない。しかし三十年なら三十年、二十年なら二十年の償還計画を立ててやつております以上は、一つの独立採算制の事業であるという

ことが言えるのである。しかしそれまでもこの中に含んで来るということになると、非常にたくさんになる。従つてこの場合にこの法律の適用を受けるものは、独立採算制なら独立採算制をとつておるものであるということなら、話はわかりますけれども、これを公営企業とみなさないといふような、そしてその他の公営企業といふようなことで、いかにも公営企業でないような印象を與えることは、法律の行き過ぎだと思ふ。われ／＼は今の御答弁だけでは承できません。いかにも官僚的で、何でもかんでも役所でものをきめて押しつける。公営企業でないといふなら言つてごらんない。明らかに公営企業である。これ／＼は公営企業というのだが、これ／＼の規模のものを法律を適用するといふのなら話はわかるのであります。規模を先に書いておいてそれ以外の公営企業といふものは現実の公営企業でないということになります。公営企業はさきにもあります。このいふものの考え方が實際上の官僚的の、何でもかんでも役人がこしらへさすれば下の者に押しつけるのだといふものの考え方はどうかと思ふのです。法律のつくり方自身がどうかと思ふ。私ははつきり聞いておきませんが、公営企業は一体何が公営企業であるか。役所で行つております仕事を公営企業でないといふことが言えるかどうかといふと、私は大体全部公営企業と言へると思ふ。この法律の適用を受けようとするのは、公営企業の中の独立採算制をとれるものでなければならぬといふことは——ここにも地方公営企業労働關係法という法律が出て来ておる。これらのものを適用すると

いうことになつて参りますと、地公務員のわくの中からこれをはずさなければならぬ。わくの中からはずして、そうしてこれの管理者あるいは労働協約というようなものが一般公務員と違ふのであつて、従つてこの法律をこしらへて、これらの諸君に対しては特別の取扱いをしようということだけである。何も公営企業というものを模倣でわけるとは毛頭ないと思ふ。もし政府の意見がさつきの御意見で、公営企業というものは規模によつてわけるといふことになる、政府は非常に大きな認識不足だと思ふ。私はさういふ天くだりの、政府自身がおきたことは何でもいから下に押しつけるという物の考え方はやめてもらいたい、だからもし説明ができるなら公営企業というものはどういふものが公営企業であるかということをおきたい。

○長野政府委員 公営企業につきましても、お話の通り地方公共団体が経営をする企業をいふ公営企業といつてさしつかえないと思ふのであり、法律におきまして、地方公共団体の経営する企業といふことは、お話の通り非常に範囲も広く、また規模の小さいものももちろんこれに含まれるわけであり、この法律によりましてこの法律の特別な取扱いを受けせしめるに適當であると思ふ企業を、法律では特に地方公営企業という言葉を使つたわけでありまして、さういふ使用が適當かどうかという意味で、むしろ地方公共団体の経営する企業をすべて地方公営企業といふ、その中でこの法律の適用を受けるものを限定す

るなら限定するという方法もあるのではないかという御意見と伺つたのでありますが、もちろんさういふ方法もとれるというふうに考えますが、この法律全部が適用されることを原則とするものを、一応この法律では便宜上地方公営企業という言葉を使つたのでありまして、それ以外がいわゆる地方公営企業ではないということをお願いしておるわけでは決してございませんで、この法律で言つておきますこの法律の適用のある企業を、この法律では便宜上地方公営企業という言葉を呼んだにすぎないというふうに、御了解願いたいと思ふのであります。

○門司委員 それからも一つ聞いておきたいと思ひますが、人間で区切られたというのはいくつういふわけか、これに何かはつきりした根拠がありますか。

○長野政府委員 お話の通り企業の規模につきましても、この法律をこれらのあらゆる業種に適用するということですが、本来望ましいところであると思ひますが、ただあまりにも小さな地方公共団体におきまして、企業会計をとり、それ／＼特殊な制度のもとに運転をさせて行くといふことが、果たして可能かどうかという点に、実は問題があるわけでありまして、この規模をどの範囲に押えるかというの確かに問題であると思ひます。また企業の能力を表わしたり、その規模を表わしたりすることに、常時雇用される人数で行うのが適當であるか、あるいは水道などでありまゝならば、給水能力でありますとか、軌道で申しますれば軌道の延長でありまゝとか、さういふ能力を、規模を表わす正確なものとし

て用いることができませんならば適當であると思ふのでありますが、いろいろ勘案をいたしました、結局すべての事業を通じて一応妥協だと思ふる規模を表わすのには、やはり職員の数を持つて行くのが一番的確であるという結論に達しまして、このようにいたしましたわけでありまして。

○門司委員 もう一つ水道のことで聞いておきたいと思ひますが、水道事業法によりまゝと、大体上水道だけを水道事業法では一応規定いたしておるわけでありまして、下水道はこれに含まれておらないのでありますが、實際の問題をいたしましては、さうたくさんな例はないと思ひますが、下水道と上水道とが同じような一つの水道局というふうな形で行われておりますもの、確かに私は岐阜市がさういふ形でやつておると思ふ。それから京都府あるいは名古屋は、下水に對しましては下水処理場の関係から、この一部分だけが、上水道と同じように上水道の料金の中でこれを行つております。東京もややそれに近いし、横浜は大体上水道の料金の中に下水道料金というものが含まれて、これを徴収いたしておるのであります。なおその経理の状態は、下水道料金もむろん水道局において一応徴収はするが、それを一般会計に入れておるというように、下水道の料金をとつておるということだけになつておると思ひます。さういふこととで今日の下水道の仕事をいふものは、だん／＼独立採算制の行き方になつておるのであります。いわゆる水洗便所がだん／＼ふえて参りまして、さうして單に保健衛生の立場から、一

般下水の下水道だけをこしらへるといふことだけでなくて、企業形態がだんだん出て来ております。従つてこの法律をこしらへます場合におきましては、やはり私はこれに下水道というやうなものを――さつき申し上げましたように岐阜市のようなところは、きわめてよいものであります。あいまいであるが、しかし料金その他は確立された一つの水道局というやうな名前の中にやられておる。あるいは名古屋、横浜、京都もややそれに近いのでありますが、東京でもさういふことが行われておる。従つて私は法律をこしらへます場合にさつき申したことは、やはり水道事業法による水道だけではなく、ここには下水道というものが当然考えられてしかるべきだと思ふのでありまして、この点について、むろん水道の中には下水道は含まれていない、私は思ひますが、さういふ事態に對する当局の考えが、さういふ事柄に對するひとつこの際御答弁願つておきたいと思ひます。

○長野政府委員 下水道につきましても、ただいまお話の通りの状況でございまして、現在下水道の経理は一般会計によつて充てられなければ、企業としての独立採算制が十分とれるやうな域には、なお達していないと考えられるのであります。従ひましてさういふものをどのやうに取扱うか。現在實際に取扱つておられますのは、お話の通り水道局なりなんなりで、上水道と一緒に取扱つておるというやうな例も相當あるわけでありまして、この取扱いはどうするかといふことは、いろいろ検討いたしましたのでありますが、現在の段階では、なおこの下水道事業というものを独立採算の地方公営企業として考

えられることは、やや無理があるといふので、この中には入れていないのであります。

○門司委員 私がさつきから言つております公営企業といふものを、さういふ形で限定することがどうかと思ひます。それは、やはりさういふものが出て来るのであります。今は現実にいつきりしたものがないといひまして、將來これから出て来るであろうといふことは、だれでも考えられることであつて、従つて法律をこしらへます場合に、さういふふうに限定してしまつて、これ以外のものは公営企業でないのだ、しかしそれは公営企業であるからといふやうなこの法律の書き方は實際どうかと思ふ。公営企業なら公営企業であつて、この法律の適用を受けるものは、とりあへずこれだけだといふことなら、話はよくわかります。さういふ下水みたいなものがやはり必然的に出て来ると思ふ。

その次に聞いておきたいと思ひますことは、人員の問題であります。先ほど人員の問題についての御答弁がございましたが、水道事業あるいは軌道あるいは電車という公営企業でありましても、これは一つの企業の形態の目安をきめたのであつて、絶対的なものではないと私は思ひます。それから同時にわかれ／＼が考えますと、軌道であるとか自動車であるとかいふやうな仕事について、必ずしも百人あるいは百人でなくてよいものではないか、もしこの適用を受けるものならば、やはりさういふふうにはつきりきめてしまふとするなら、なるべく人員の低い方において、さうして広範囲にこれの

この法の適用を受けますのが適當でございまして、非常に小さな人口のところでも適用を受けるのは、いかがであらうかと考えたのであります。大体この程度の企業というにいたしまして、すべたのは、従業者数におきまして、すべての企業に従事している従業員が現在六万ちよつとございますが、このすべての事業の中で大体五万五千くらいものが適用を受けるようになります。また企業経営につきまして相当程度の技術的な処理を相当要求いたしますため、相当な機構、規模の要求をいたす

○門司委員　そりすると、これは事業を執行する上において必要な外部との契約だというふうに解釈すればよろしゅうございますか。

○長野政府委員　大体そういうふうに

ておるわけであります。従いまして、御指摘のように、そうなると労働協約に関するところがないではないか、そこはどうなんだ、こういうお尋ねかと思いますが、労働協約にきましては、その協約の内容となります事項によりまして、長の権限に属する事柄につきましては、長が相手となり、また管理者は、管理者が相手方になるというふうに考えておるわけであります。そういうしますと、特に九條に労働協約というものをいれておきませんでも、それ

結んで、そして自分の思うような運営管理をやるということが、私はこの法の十二條から来る解釈といたしまして正しいと思う。ところが九條の中にはそういうことが書かれておりませんので、私もといたしましては、この法律をどうしても生かそうとすれば、やはり九條の中に、管理者が自分の考えるような労働行政を行うために労働協約を結ぶことができるようにしておきませんと、十分な運営管理はできないと考えております。今のお話の一体労働協約はどこで結ぶようにするの

ことが書いてあります。従つて管理者の権限に属するものは、なるほど当該地方公共団体の長が行わなければならないかもしれませんが、その長のもとに身分を保障された管理者であります以上は、この（管理者の地位及び権限）という第八條の中にも、予算を調製することができ、こういうふうになつと書いてあります。私どもはこういうことから考へて参りますと、八條あるいは十二條の関連から考へて参りましても、九條の管理者の担任する事務の中に、労働協約というものが当然入るべきだとい

うふりに考えるのであります。これを逆に聞いておきたいと思いますが、この中に労働協約を入れれば、一体どういう不都合があるかということの御説明を願っておきたい。

○佐久間政府委員 第九條だけに労働協約を入れるということになります。先ほど例にあげましたように、予算の更正を要するようなもの、あるいは條例に抵触するような内容を持つた法令につきましては、管理者がすぐに議会对して、予算なり、條例なりを提案する権限を持つておりまして、労働組合といつても、それだけで、事が解決されないということになるので、そういうものにつきましては、長を相手方にするのだ。そうでなく、管理者の権限内で十分に処理できるものは、管理者を相手方にするのだ。ということ、特に長のところにも管理者のところに明記いたしませんで、そういうような当然の事理という解釈で参ることが、よろしいのではないかと、うふりに考えているのであります。

○門司委員 そうすると、労働協約については、これを結ぶ相手方というものが、この法律の中にはどこにもないというふうに解釈してさしつかえありませんか。労働協約は長と結ぶというだけに大体常識的に考えているというふうな解釈でよろしゅうございいますか。

○佐久間政府委員 そうではございませんで、協約の内容が長の権限に関しまして、長を相手方になければ解決できないようなものは、その労働協約を長の権限でやるし、管理者の権限内の事

項で管理者だけで解決できる内容のものであれば、労働協約を結ぶことは管理者の権限になる、こういうふうな解釈したいと思うのであります。ただいまお尋ねで、それでは全部その長が相手方になるかということでありまして、たとえば給與のことにつきましては、三十八條で給與の種類と給與額決定の基準だけが條例で定まるようになっておりました、それ以外の細目につきましては、これは団体交渉の余地を残しておるわけでありまして、今回企業会計の制度を採用することによりまして、予算的にも一般会計のようになり、こまかい点までちつと縛つてしまふということがないようにならねばならぬので、その予算なり條例なりに抵触しない範囲内で管理者を相手方にして、十分協約が締結できる、こういうことになると思ひます。

○門司委員 どうも労働協約の範囲によつてこれを異にするということ、一応私は條例から見たらそういうものがきめられれば、あるいはそういうこともできるかもしれないと思ひますが、その場合はやはり管理者の十分なる運営管理をなさるためには、当然管理者は予算その他のことも考えないわけには参りますまい。しかし管理者の身分の保障をここにいたしておきます以上は、やはり管理者がすべての協約を結ぶ権限を持つことが私は望ましいと思ひます。それ以上これに対する質問はいたしません。

○佐久間政府委員 その次にずつと飛んで聞いておきたいと思ひますことは、この十五條にあります補助職員の問題であります。地方自治法第七十二條第一項の職員で管理者の権限に属する事務の執行を補助するものは、管理者が任免する。このうふりに書いてあります。これは一体補助職員というので、地方自治法第七十二條の第一項の職員がその中に入つて来るということ、しかもこの任免権は管理者が持つということになりまして、必ずしもこの規定でスムーズには行かない。もし私どもから考え参りますと、地方自治法の第七十二條の第一項の職員というものは書かないで、事務補助員は管理者の権限に属するものを充てることではないか、こういうふうな考へるわけでありまして、そういうふうな考へますのは、この公営企業というものはやはり特殊の仕事を持つておりまして、そして人事委員会その他の単なる形式上の試験制度の上における人員の採用だけではうまく行かない。従つてやはりわれわれがいたしましては、こういうことを抜きにして、管理者が必要なる事務補助員というものを置くことができるというようにした方がいいのではないかと思ひますが、この点に對する当局の考へをお伺いしておきたいと思ひます。

○長野政府委員 第十五條で「地方自治法第七十二條第一項の職員」というふうな規定をいたしておきますのは、この地方公共団体が経営をいたします企業につきましては、これは地方団体の直営にかかわる事業でございまして、やはり地方公務員たる身分を持つておるわけでありまして、これが公営企業でありまして、それが公営の法人でありますれば別でございまして、おおよそ企業に從事いたします職員は、すべて地方団体の職員であります。

○門司委員 その次に聞いておきたいと思ひますことは、三十三條であります。三十三條に關連した條項であります。十六條に「第十五條の職員のうち、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者以外の者（以下「企業職員」という。）の身分取扱については、この書いてあります。この條項は私どももいたしましては、これは当然十五條の職員の中に、こういう管理または監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者というのが含まれておるといふことになつて参ります。これは事業の取扱ひの上にも、一応一般公務員としての資格を持つ者がこの中

に入つて来ておる。しかもそういう者がこういう機密その他の事務に携つておるものであるということになつて参ります。先ほどから十五條のところまで申し上げましたように、一つの公営企業の形態というものは、いろいろな形で一般の公務員と同じような資格を持たなくても、十分やれるのではないかと、こゝろが考えられますので、この條項の中の「第十五條の職員のうち、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者」ということは、削つた方がよいのではないかと思ひます。当局のお考へが十五條をそういうお考へでお置きになつておるなら削れないと思ひますが、あわせてお聞きしておきたいと思ひますことは、なほ公営企業であるから、当然地方の公務員としての資格を持つ者がよいということは、理論上は成立立つのであります。先ほどから申し上げておきますように、それらの職員が管理者の仕事に十分なる上に、ほかからとらなければ、要するに市長あるいは助役というふうな關係から職員の中に圧力のかかつて来るような氣持がする。同時にこの三十三條にはそれらの事務員というものが書いてあります。従つて三十三條の事務員というものを除いた方がいいのではないかと思ひますが、その点に對する当局の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 第十五條と關連して三十三條についてのお尋ねでございしますが、三十三條の管理または監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者、企業職員の労働關係に関する法律、別途御審議願つております地方公営企業労働關係法の適用からはずすと

いうことは、これは労働組合法の第二條の規定と同様の趣旨からでございまして、管理または監督の地位にある者なり、機密の事務を取扱う者が組合に入つておつたのでは、十分な労働組合活動ができないではないかという趣旨からこれを除いたのでございまして、ただいまお話をいたしましたように、こういう者を除いておくことによつて、助役等の圧力があつて管理者の職員の人事管理がうまく行かないではないかというふうなお尋ねでございまして、あるいは若干さういふ点も起るかと思ひますが、しかし労働法の一般の原則からいまして、さういふものを労働関係法の適用の対象にするといふことは、より以上適當でないではないかというふうな考へておるのでございまして。

○司委員 それからその次に關いておきたいと思ひますことは、三十七條の職階制の問題であります。企業職員については、管理者は、職階制を実施することができると書いてあります。二項に「管理者は、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならぬ」とあります。第三項には「人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会は、職階制の実施に關し管理者に技術的助言をすることができると書いてあります。私は職階制の問題について、今日までいろいろ議論があると思ひますが、しかしこの種の事業はいわゆるほんとうの事務上の処理だけでありまして、あるいは社会一般の通念だけではございまして、技術を非常に重視しなければならぬ。これらの事業に従事する者に対して、た

だちに職階制を採用するということは私はどうかと思ふ。特にこの三項にありますが人事委員会を置いております地方においては、これがこの職階制に對する技術的助言をすることができるといふことになつて参ります。一般の公務員の場合にはあるいは試験制度によるいろいろの問題は起るかと思ひますが、技術の問題といふものは、私は試験制度の上だけで済めるべきでないのじやないか、さういふような考へ方が強くされるのであります。従つて一般公務員と同じような職階制といふような問題は、この際なくした方が實際的ではないか。さういふものがなくともこの法律の條文中に書いてあります。この企業職員の職務の種類及び複雑と責任の度において分類整理しなければならぬといふことは當然であります。このことはさういふ規定がなくともやれることであるし、同時に職階制といふものができて参ります。と、實情に沿わないいかにも試験だけを中心にしたといふような問題が起つて来て、さうして経験といふようなもの——これは実際の経験の年数だけでありません。経験の年数が浅くても、技術的に非常に達者な人がいるといふようなことであり、さういふ運営の妙味といふものが、なか／＼ここから出て来ないかと思ふ。いかにもさういふ規定になつて行かぬと思ふ。従つてこの三十七條の職階制といふものは、一般職員とは違つた角度から、これをとつておいた方が私は事業の遂行の上には円満性が保てるのではないかとさういふ考へておられますが、さういふことに對する當局の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 職階制を公営企業の職員につきましては適用しない方が、事業遂行上円滑に行くのではないかとさういふお尋ねでございまして、職階制と申しますのはこの二項に書いてあります。さういふに、言いかえれば企業職員の職務の種類と複雑と責任の度に応じて分類整理をして、それによつて人事管理の合理的な運用をはかつて行かうといふ制度でございまして、むしろ對象が企業職員となりまして、一般職員を對象としてやりません。職階制と、おのづから内容も違つて来ることになると思ひます。なお職階制のアメリカにおきましては歴史を承つてみますと、民間のさういふような企業職員あたりからだん／＼と始つたようにも承つております。職階制を公営企業職員について実施することの必要は、一般職員と比べて決して少くはないのじやなからうかと思ふのであります。お尋ねのように一般職員と非常に職務の内容も違つた職場も違つたので、地方公務員法の二十三條のような複雑な規定を設けません。三十七條で簡單な原則だけを書いた規定を設けたのでございまして。しかも企業の実態に即応するように、管理者がこれを實施するかしないかといふことは、任意にできるといふような建前にいたしてゐるのであります。なお第三項の人事委員会が、技術的な助言をすることについて、一般職員と同じように扱う危険がありはせぬかといふ意味のお尋ねでございまして、人事委員会はさういふ人事行政について一種の技術的な専門機關として、今後ますます育つて行くべき性質のものとも私も承知しております。さういふと、さういふ専門

家が技術的な助言を必要に応じて管理に對してやるということだが、かえつて制度として妙味があるのじやなからうか、かように考へてゐる次第でございまして。

○司委員 次の項の三十八條であります。三十八條の三項に「企業職員の給與の種類及び給與額決定の基準は、條例で定める」と書いてあります。が、これらの條例で定めるといふことになつて参ります。この三十七條を受けて考へてみますと、一般の公務員と非常に違つたものであります。職務の種類及び複雑と責任に応じて、これを分類しなければならぬといふ特別の取扱いをしなければならぬ。實際上の給與基準を定める場合に、これを條例で定めるといふことについては、私はかなりめんどうなものが出来はしないかと考へるのであります。従つてこれは先ほどお話をしたように労働協約の範圍がどういふことになるか、この法律ではあるまいであります。しかし管理者あるいは長との間に労働協約を結ぶにいたしても、これは労働協約によつてこれを定めて行くことが、私は適當であり實際的であると考へるが、その点に對するお考えを伺ひたい。

○佐久間政府委員 御指摘のように企業職員につきましては、一般職員と違つて、団体交渉によりまして給與の問題も解決をして行くといふことが、適當な分野が非常に多いと思ふのであります。三十八條原案の趣旨も、さういふ点を考慮いたしまして、一般の地方公務員については、職員の給與に關する事項は、すべてこの條例で定めるようになつてゐるのであります。

て、何級何等の俸給表も、全部條例で規定いたさなければならぬやうになつてゐるわけでございまして、企業職員につきましては、先ほど御指摘のやうな特殊性を考慮いたしまして、企業の種類と給與額決定の基準といふ大々くだけを條例で決定いたしまして、あとの具体的な級等の表に相當する部分は、団体交渉で定めるといたささせていただきます。さういふ趣旨でございまして、原案といたしましては御指摘の点は、十分考慮に入れてゐるのでございまして。

○河原委員長代理 暫時休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後一時十九分再開

○河原委員長代理 再開します。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○司委員 一言の了解も得ないで、質問中にかつてにやるとは何だ。

「そんなばかなことがあるか」「初めから了解しておいた問題じやないか」「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者あり。

○河原委員長代理 休憩します。

午後一時二十分休憩

午後一時二十六分再開

○河原委員長代理 再開します。

先ほどは議事運営上粗漏な点がありまして、それがために各位に非常な御迷惑をかけました点につきましておわびいたしまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに先ほど質疑を終了し、自由党及び改進黨、兩院議員共同による床次徳二君外九名提出の修正案につきましても、その趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより討論、採決を行うことにいたします。これより原案並びに修正案を一括して討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。門司亮君。

○門司委員 両案には賛成であります。ただ私はこの機会に申し上げておきたいと思ふことは、過般の總選挙の際に、相当額の費用が足りなくて、そして各地方の自治体は、それを捻出することのために非常に苦勞をしたわけでありまして、しかもその間には大蔵省との了解がなか／＼得られませんでした、非常に問題を起したことは、この委員会でも十分御承知の通りであります。が、ひとつあくまでこの費用は基準の費用であつて、實際の実施にありましては、私はかなりこの費用の中では足りないものがあるのではないかと、このことを考へておりますので、当局としては、もし不足を来した場合、地方の公共団体に迷惑をかけないといふこと、單に迷惑をかけないといふことではなくて、できるだけすみやかにこれを補填していただくようなことを、十分考慮していただくといふことを、私はこの機会に強く申し上げまして、私は両法案に対して社会党を代表して賛成の意を表するものでございます。

○河原委員長代理 立花敏男君。

○立花委員 私もこの両法案に反対です。元来選挙法の改正自体が、個人の選挙費用の負担を軽減して、公営を増進して、選挙の公正を期するといふことになつたのですが、それがこの費用の点になつて参りますと、はつきりここに現れておりますように公営の費用は、政府が負担すべき費用は、ほとんどふえていない。しかも選挙法によりまして、個人の負担いたします費用は倍にふえている、こうなつて参りますと、政府のうたいました個人の負担する費用を軽減して、公営を増進して選挙の明瞭を期するといふことは、完全にこれは偽りであつたといふことが、この費用を見てはつきりわかるわけでありまして、そういう点で私ども根本的に賛成できません。しかも個々の額に見ましても、たとえば今回の選挙法の改正によりまして、ポスターを全面的に廃止いたしました、それに代るものといつたし、また候補者の掲示を公営でやることになつておるわけですが、しかも一選挙区ごとに三箇所から五箇所というふうなわずかな数であり、しかもその一側の費用が五百円というので、それからこれは一枚買つて費用しかありませんので、そんなことでこのポスターの全面的な廃止にかゝるような掲示板が私にできると思ふ。ここに私大きな費用の具体的額についても疑問がありますし、あるいはこの公営を増進すると言ひながら、今までの無料はがき三万枚を三分の一の一万枚に減じておるというところ、決してこれは公営を増進したいといふことになつておりませんし、公営のやり方については疑問がある。それでさういふから質問しておきますように、たとえば今度の選挙公報にいたしましても、内容を三倍にいたしますので、費用は当然三倍

近いものがふえなければいけないと思ふのですが、わずかに五割くらいしかふやしてない、こういうことになつて参りますと、公営が実現されないのみならず、公営そのものの質が非常に落ちて参りまして、たまたまうまい訳だけの公営といふことになるおそれが多分にあるわけですね。修正案によりまして、今回の選挙法の改正による費用の増加は、実はほとんど一文も政府の負担いたしません選挙費用が増加いたしておりますので、こんな不可思議、奇妙な修正はないと思ふ。そういう点で修正案も原案も賛成することはできませんし、それから門司君が触れた点ですが、先般の選挙で地方の支出が二億数千万円政府の支給をオーバーした点がありまして、それが問題になつておりましたのですが、あつた問題が今後起らないことは、私保証できないと思ふのです。さういふから言つておきますように、非常に寡少の公営金しか政府から支出いたしませんので、十分な公営をやろうとすれば、地方ではどうしてもその不足分を補つて行かなければならぬことになるのは当然だと思ふのです。先般も二億七千万円ばかりも地方の負担がありましたのに、今度はさらにそれを上まわること、これは当然私は予想されると思ふのです。その場合にどうするかといふことを、はつきり法律の上で規定しておく必要があるのではなからうか。この個々の具体的な費用が寡少であればあるほど、さういふ危険が大きく出て参ると思ひますので、この点をばつきり法文でうたつておく必要があるのではなからうか。しかもこの数字は中央で一方的にきめたものだと思ふので

す。選挙の方では相談したと言つておりますが、さういふ少い費用を地方が納得するはずがありませんので、これは中央で一方的にきめた数字なんです、一方的にきめた数字を地方に押しつけた場合には、当然問題が起らうと思ひますので、そのときの調整の規定をはつきり私法文でうたつておくべきだと思ひます。修正案にもそれがありませんし、私どもはこれこそ地方の最も危惧するところであると思ひますので、以上の点によりまして両法案に反対です。

○河原委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。まず床次徳二君外九名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○河原委員長代理 起立多数。よつて修正案は可決されました。

次にただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○河原委員長代理 起立多数。よつて修正部分を除く原案は可決されました。よつて本案は修正議決されました。

この際お諮りいたしますが、本案に関する報告書の作成に關しましては、委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○河原委員長代理 御異議なしと認め、さう決しました。

しばらく休憩いたします。

午後一時三十六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案〔内閣提出〕に關する報告書〔都合により別冊附録に掲載〕